

2020年度（令和2年度）－第18期－  
社会福祉法人こころの窓 事業計画

- 法人事業計画
- 施設系サービス
  - 生活介護事業（介護給付事業）
  - 就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
  - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
  - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
  - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
  - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
  - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
  - 短期入所事業（介護給付事業）
  - 日中一時支援事業

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設	青い鳥
共同生活事業所	ヴィラージュあゆみ ヴィラージュあまね
障がい児通所施設	青い鳥初芝教室
相談支援事業所	青い鳥
短期入所事業所	ショートステイあかね

## 2020年度事業における主な計画【法人全般】

### 1. 「すごう第二ホーム」開所

2020年7月、「すごう第二ホーム」（定員5名）が堺市美原区菅生でオープンします。平成31年度社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助を活用し、法人所有物件としては4軒目のホームとなります（土地は賃貸）。資金計画については、総事業費49,841,000円に対し上記補助金の国庫補助が35,200,000円、自己資金14,641,000円を見込んでおります。

「すごう第二ホーム」のオープンにより全ホームで利用定員が59名に達します。2014年度に実行開始した「グループホーム事業7か年計画」最終年度となる当年度、目標に掲げたホーム定員60名にはわずかに届きませんが、この7年間は定員拡大、重度者受け入れを推し進め、さらには利用者の身体状況の変化に応じ、本人や家族、関係機関と話し合いながら高齢・介護施設への転居を実現してきました。次年度以降につきましても、利用者や家族のニーズ充足に資する計画策定、実行を目指してまいります。

### 2. 既存ホームの防災強化

前年度に引き続き、2020年度におきましても自然災害への備えを進めてまいります。当法人のホーム立地はどちらも水害のリスクは低いため、地震対策を優先します。

耐震上の課題が存在するグループホームのうち、前年度は「ホームおおみの65」について予定通り耐震改修を行いました。残るホームにつきましても2021年度以降早い段階での耐震改修または住み替えを行うべく、当年度に事業計画策定を関係者とともに進めてまいります。

### 3. 「青い鳥」大規模修繕工事の実施

2020年度上半期に法人本部施設「青い鳥」の大規模修繕工事を実施します。

「青い鳥」は築17年を迎え老朽化が目立ちます。助成を得ての実施を目論み大規模修繕工事を見合わせてきましたが、前年度末には屋内に雨漏りが生じるなど深刻なダメージが表面化し、一部修繕工事を先行実施いたしました。より築年数の古い他法人の施設が多数控えており当施設の助成申請が採択されるのは相当先となる見通しで、建物の状態を見るにその猶予はなく、即時、大規模修繕を進めるべきだと判断せざるを得ません。いずれ採択されるであろう助成については今後十年程度先に実施する第二回目の大規模修繕で活用することを計画します。

当該予算として、総事業費16,000,000円を計上し、借入金15,000,000円を見込んでおります。

### 4. 「青い鳥」1F生活介護事業エリアのリノベーション

重度、最重度の行動障がいをもつ利用者が多く活動する「青い鳥」1F生活介護事業エリアのリノベーションを実施し、より安心して充実した施設生活をサポートします。

前年度において、「青い鳥」2F生活介護事業エリアを主に、班編成及び活動場所の区域割を大きく変更しました。長期の施設利用で固定化した利用者同士の関係性やオープンな活動空間から生じる様々な課題を解決するための環境調整措置です。この改変に伴い、重度発達障がいをもつ利用者にも認識しやすい什器配置など、いわゆる「空間の構造化」を総合的に実施した班では想

定を超えた成果を上げることができました。この成果を踏まえ、1F エリアの「空間の構造化」を行います。

また、他者と一緒に過ごすことが苦手であったり屋外で過ごすことを好む利用者が施設駐車場へ頻回に出ることで生じるリスクを回避するため、同敷地内の「青い鳥」と「ショートステイあかね」の間にデッキを新設する計画です。現在の青い鳥の食堂非常口から出入りできる仕様とし、安全で開放的な空間を提供することで、諸課題の抜本的な解決を図ります。

#### 5. 「青い鳥」における利用者及び家庭との ICT（情報通信技術）のさらなる活用について

「青い鳥」の利用について、欠席、遅刻、早退といった情報伝達を利用者本人や家庭から SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて申請できるシステムを導入します。

使用するシステムは、前年度に利用者及び家庭との緊急連絡手段として導入した、メールや Web そして LINE といった複数の媒体が使用できる緊急連絡網「さくら連絡網」（運営：株式会社マンタ）です。このシステムは事業所からの配信だけでなく、双方向のやりとりができる機能が備わっています。

年度期首の本格導入を前に試行した前年度末の稼働状況は良好で今後のスタンダードになると考えます。緊急連絡手段としてだけでなく ICT の活用を拡げ、さらなる利便性を追求します。

#### 6. 「青い鳥」利用者の 新事業所開設の継続検討

「青い鳥」利用者の年齢層は 20 歳未満から 80 歳以上までと幅広いところですが、特に高齢重度化への対応を強化するため、生活介護事業の一部を移行する新たな小規模の事業所、あるいは、従たる事業所（いわゆる分場）の開設を継続検討します。さらにまた、生活介護事業主体の「青い鳥」から就労継続支援事業を分離、同事業に特化した新事業所設置の価値も検討します。

本件は利用者増を求めるものではなく支援の質向上を実現する手段の一環であり、「青い鳥」の現行定員 100 名を分散させることが目的です。ただ、この手法は法人の基幹事業所たる「青い鳥」の収支構造の大きな変更を伴うため、ニーズ充足に資する他の選択肢も排除せず、慎重かつ迅速に判断していきます。

#### 7. 新型コロナウイルス感染流行への対応

世界的災禍となった新型コロナウイルス感染流行につきまして、法人として基本的なサービス提供は堅持しつつ、加湿、換気、消毒、検温、手洗いの励行に加え、ホームを含むすべての事業所に次亜塩素酸空間除菌機の設置を進め、さらには集団や閉鎖空間での活動を避けるなど、でき得る限りの対策を講じています。また、一部、職員の時差出勤や通勤手段、経路の変更を行い、さらに通常であれば年度期首に行う人事異動も当面凍結して不測の事態に備えております。

今災禍において、欠乏が続くマスクに加え、一時、町中の販売店店頭からトイレットペーパーやペーパータオルが消えてしまったことは、今後の南海トラフ地震への備えについて再考させられるものであり、備蓄品の種類、数量を改める必要性を認めます。そして、法人として「青い鳥」という大規模通所事業所 1 拠点に大きく依存した経営の危うさを回避するためにも、上述の事業所分割案は現実味のある選択肢と言え、さらなる検討を進めていきます。

## 8. 利用者の健康増進に資する取り組み

「青い鳥」利用者の加齢等に伴う活動量の低下に対応するため、日々のプログラムにおいて、心身の健康増進、意欲向上に資する取り組みを強化します。

前年度後期に「農芸活動」や「創作活動」の専門知識をもつ支援員を雇用し研修を行ってきました。当年度よりそれら専門知識をもつ支援員が所属する「特別活動担当班」を創設します。

これまで外部講師を招くなどして実施してきた「ミュージック・ケア」や「フィットネス」、そして「手話ソング」や「民謡合唱」の時間に加え、新たに「農芸」や「創作」を活動班横断型プログラムとして実施します。そして先々、さらに「調理」や「運動、スポーツ」といった幅広いメニューを揃えることで、利用者が自身の意思で選択参加できる機会の増大を目指します。

## 9. 支援チームの協働意識の醸成と運営の効率化

当法人のグループホーム事業は順調に拡大しているものの、当たり前のことながら各ホームの規模が“家庭”レベル、かつ一人ないし少人数のシフト制勤務であり、支援チームの成長や安定につながるスケール・メリットが得られにくい状況があります。また、重度者、最重度者の受け入れに伴う常勤スタッフの配置増により収支が厳しい状況が続いております。

この構造的課題に対応すべく、2020年度は、特に常勤スタッフの育成と権限付与を進め相対的に減員しつつ、事業所間の人事異動を活発にし、他事業からホーム事業への側面支援が常時無理なく可能となるよう組織改編を断行します。

## 10. 衛生委員会の立ち上げと運営

「青い鳥」勤務職員数が労働安全衛生法の規定人数に達したため、前年度後期より衛生委員会を立ち上げ毎月の会議実施及び産業医の隔月の職場巡視を実施しています。もとより福祉現場としてフロアの安全衛生に関する会議は毎月実施してきたところであり、さらに制度として強化していきます。本年度は職員のストレスチェックの実施を計画しています。

## 11. 働き方改革への対応

昨年、働き方改革関連法のガイドラインが示されました。

社会情勢に照らし細かく修正を加えてきた当法人の労務管理はこの改革に元よりほぼ適合していますが、いよいよ中小企業への適用が1年後と迫る中、同一労働同一賃金の完全実現に向けて正規職員と非正規職員の間で不合理な待遇差と捉えられかねない手当などを解消するため、就業規則の一部を2020年4月に改正します。

## 12. その他 前年度より継続する重要案件

- 「堺市緊急時対応事業」への参画
- 「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画深化
- 「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」、「堺市障害児通所支援事業者育成事業」への参画

2020年度（令和2年度）－第18期－

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

## 1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

### ①定員規模

2020年度に実施する青い鳥生活介護事業の利用定員は80名、就労継続支援事業B型の利用定員は20名です。生活介護事業は活動の単位を1単位から3単位に分け、ニーズに沿った人員配置を行い、きめ細かな支援を実施します。

### ②個別支援

サービス提供にあたり個々の利用者の希望に寄り添い、「生活面（主に日常動作、生活習慣）」「作業面（主に生産活動）」「社会面（主にコミュニケーション活動・対人関係）」等の視点からニーズに応える支援を展開します。

生活介護事業では、「利用者が事業所に安心して通所でき、安定して過ごす」こと、「利用者が本人に合ったコミュニケーション方法を得て、意思を表出する」こと、「利用者が自己決定し、自発的・能動的に活動する」ことをサポートしていき、社会の一員として自己肯定感を高め、豊かで生きがいのある生活を目指していきます。

就労継続支援B型事業では、特に就労訓練、生産活動の支援において、個々の要望や特性に合った活動（治具や手順書の使用も含む）の機会を提供することで、利用者が取り組める作業の幅を広げ、日々、「やりがい」や「達成感」を持ち、いきいきとした生活の実現を目指していきます。

サービス管理責任者並びに担当支援員は本人及びその家族等のニーズを分析・検討し、前期支援期間のモニタリングを踏まえたうえで6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人や家族等の同意を得てサービスを提供します。また、実施したモニタリングについても報告書を作成し、本人や家族等にお渡しします。

### ③日中活動

利用者の日中活動には作業活動や創作活動、運動、ウォーキング、レクリエーション等のプログラムを用意します。作業内容は製菓作業や昼食の配膳作業、清掃業務、そして企業からの請負作業、リサイクル関係（新聞回収等）となります。

2020年度からは特に専門技能を備えた職員を配し、利用者が普段所属する活動班から横断的に参加できる特別活動プログラムの実施、定着を目指します。

◎製菓事業の取引先企業は以下の通りです。

株)公益社、森のキッチン、パッセイオン鉄砲町店、NPO法人トゥギャザー、のぞみ信用金庫

◎請負作業の主な取引先は以下の通りです。

奥野清明堂、アサヒサイクルリムセンター、中谷金属工業（株）、前田物産（株）  
和新工業（株） ほか

・レクリエーションは民謡、ミュージック・ケア、カラオケ手話を使った音楽活動を実施し、利用者が心身に快い刺激を感じ、生活意欲の喚起や助長へと繋がっていくようにプログラムを実施していきます。また、いくつかの企業や団体が実施している社会貢献事業（福祉遊具

の貸与事業や美容のレクチャー事業など)の活用も積極的に進め、幅広い体験活動を展開していきます。

- ・運動プログラムは利用者の体調を把握した上でウォーキング、プール、ボウリング等の活動の他、新たな活動として外部から講師を招聘し、『フィットネス活動』を毎月のプログラムとして活動していき、利用者の健康増進や心身の充実に繋がるように努めていきます。

- ・創作活動に専門職員を配置し、利用者の新たな活躍の場を広げていきます。

従来からのさをり織り、季節に応じた作品作り等もこれまで通り実施し、完成品は利用者を持ち帰っていただいたり、地域のバザーや春に予定されている地域交流イベントにて販売や展示を行い、地域密着の一環としての活動もしていきます。

- ・農芸活動は農芸専門の職員を配置し、利用者が無理のない程度で農地での収穫体験やお花作りができるよう計画を立てていきます。

#### ④工賃向上

就労継続支援B型事業利用者の工賃向上を目指し、今年度も工賃向上計画支援事業に参画、工賃引き上げ計画シートを作成、実行します。また、工賃支給規定通り、今年度も時給制で工賃の支払いをします。時給設定の変更はなく、取り組む作業活動により2段階の設定をしています。製菓事業、給食サービス事業、清掃サービス事業は時給250円、その他企業からの請負作業等は時給150円の設定とします。時給額を設定する事で、年間およその利用者への工賃支払額が既定され、職員の作業指導の意識や質の向上を図り、利用者とともに工賃向上への意欲を共有していきます。

今年度も大阪府の平均工賃額を上回る金額を利用者に支給することを目標として掲げ、達成を目指します。

#### ⑤土曜日開所

2020年度の土曜日活動は、祝日や長期休暇、職員会議日を除いた残りすべての土曜日を通常の通所サービスの実施とし、利用の希望者に限り全面的に開所いたします。

#### ⑤高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

多様化する利用者の状況に対応するため、高齢期や重複障がいの利用者に対し日中をより充実して過ごすことができる空間や活動の提供がどうあるべきか検討することを班運営の主目的の一つに据える活動班を立ち上げています。引き続き支援員間で情報を共有しながら高齢福祉やリハビリテーションの視点を学び、それらを障がいのある方々への支援にいかについフィットさせていくか、方途を見出していきます。

月曜日から土曜日まで開所日には看護職員を常時配置しており、今後、作業療法士や理学療法士等の専門職種の配置についても、検討を重ねていきます。

#### ⑥健康管理

- ・健康診断

通所事業では健康診断を年 1 回実施します。委託する医療機関は耳原総合病院（堺市堺区協和町 4 丁 465 TEL 072-241-0501）です。

肥満は成人病疾病との関係が大きい事もあるため、体重管理が必要な方には毎月 1 回の体重測定を実施、支援に役立てます。

- 医療相談

利用者支援にかかる医療相談を委託する医療機関は木村医院（堺市中区大野芝町 242-2 TEL 072-237-5000）嘱託医木村彰男医師です。

木村医師の施設定期訪問時（毎月、第 1 木曜日予定）に支援員、看護師が医療面のアドバイスを受け、支援に役立てます。

- 口腔ケア

口腔ケア管理を委託する医療機関は丹田歯科医院（堺市南区晴美台 3-1-7 TEL072-297-2883）です。

口腔ケアも健康管理の重要な柱に位置づけており、今年度もブラッシング指導・歯石除去・歯科治療に関しては希望者のみとし、より実践的な取り組みとして少人数の利用者グループで実際に歯科医院に出かけて受診します。

また、日々行っている食後の歯磨きについては支援が必要な方には担当職員によるブラッシングケアを実施、通所利用者全員を対象とした看護師によるブラッシングケアを週 1 回行い、歯周病、虫歯予防に努めます。

歯科検診については、今年度も二重検診を防ぐため通所利用者にアンケートを募り希望される利用者を対象に実施します。

- 服薬管理

日々の服薬については必要に応じて事業所で管理します。

## ⑦行事・施設外活動

生活介護事業では、社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築くなど、社会適応的な振る舞いを身に付けることを目的に、小集団や大集団での外出の機会を設けます。また、研修旅行（一泊、日帰り）等の施設外活動を含む様々な行事に参加する機会を設けます。

就労継続支援事業では、主に就労訓練を目的とした社会体験活動のプログラムを実施します。具体的には、宿泊を伴う研修旅行(年 1 回)、日帰り研修旅行(年 1 回)社会体験活動（年 5 回）を提供していきます。各活動ともに、様々な業種の企業で働く人の姿を身近で見たり、話を聞いたりすることで利用者の就労に対する意識・意欲の向上を主な目的として実施します。また公共の交通機関の利用法や社会資源の活用法、金銭管理、社会性(マナーなど)の習得・向上などの個別のニーズに寄り添いながら、社会体験活動としても提供をしていきます。活動における支援の方向性を持ち、担当班で計画を立案し実施します。

## 2. 行事・クラブ活動【生活介護・就労継続支援】

### (ア) 行事

2020年度の主な行事は以下の通りです。

実施予定	内 容
2020年4月	誕生日会 民謡 ミュージック・ケア フィットネス 大掃除 ★
2020年5月	誕生日会 民謡 手話
2020年6月	誕生日会 健康診断 ミュージック・ケア フィットネス
2020年7月	誕生日会 七夕 ミュージック・ケア 手話 フィットネス
2020年8月	誕生日会 大掃除 ミュージック・ケア フィットネス
2020年9月	誕生日会 ミュージック・ケア 手話 フィットネス
2020年10月	誕生日会 ハロウィン 民謡 ミュージック・ケア フィットネス ★
2020年11月	誕生日会 民謡 ミュージック・ケア フィットネス
2020年12月	誕生日会 クリスマス会 大掃除 ミュージック・ケア 手話 フィットネス
2021年1月	誕生日会 初詣 新年会 民謡 ミュージック・ケア フィットネス
2021年2月	誕生日会 ミュージック・ケア フィットネス
2021年3月	誕生日会 民謡 ミュージック・ケア フィットネス 地域まつり

※研修旅行（一泊）は新型コロナウイルス感染流行状況を見て実施の可否、時期を判断します。

※カラオケ、DVD鑑賞、わいわい活動（外出活動）、は班毎で実施します。

さをり織りは月1～2回程度実施する予定です。

★は、レクリエーションを行う予定です。

※新型コロナウイルス感染流行の状況により活動の見直しを随時行います。

### 3. 防火管理（防災訓練）【生活介護・就労継続支援】

避難訓練を隔月1回ペース基本で設定します。また、年2回は所轄消防署を招いての立会い訓練（自衛消防訓練）と防災教育を実施することとします。

実施予定	内 容
2020年4月	自主避難訓練
2020年6月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2020年7月	自主避難訓練
2020年9月	自主避難訓練
2020年11月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2021年2月	自主避難訓練
2021年3月	自主避難訓練

### 4. 職員研修【生活介護・就労継続支援】

利用者に真に豊かで潤いのある生活を保証するためには、常に利用者の人権、プライバシー及び自己決定権を最大限に尊重し、さらに自立支援、権利擁護の考え方を確実に習得しなければなりません。利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般にわたる知識や実際の支援技術の向上を目指し、具体的には以下の6つを研修目的の柱としています。

①障がい福祉に携わるものとしての人権観育成

- ②現在の福祉において重要視されている理念の理解
- ③知的障がい、精神障がい、身体障がい、生活習慣病ほか、個別支援を組み立て、実施する上で必要となる障がい特性や疾病特性の理解
- ④具体的な支援アプローチの知識やスキルの獲得
- ⑤利用者に関する発達段階、欲求段階を判断するための知識獲得
- ⑥感染症への対応、防災の知識獲得など安全対策

2020年度はABA(応用行動分析)、TEACCHプログラム、行動障がい等の知識やスキルを獲得するために内部研修や外部研修への参加を積極的に行い、職員の専門性の向上を図ります。

#### (新人教育)

新入職員に対し入職後すみやかに「新人研修」を行い、法人の理念や歴史、基本的なルール・マナー、利用者との関わり方等を押さえます。当該職員が常勤職であれば担当班に正式配属される前に担当班以外の班で実習を行います。実習中は定期的にヒアリングを行い、職員の心身状況や支援の理解度等を確認しながら内容の点検・改善を図っていきます。一定期間経過した新入職員に対して入職後の新人研修よりも専門的な障がい福祉制度や支援の基礎、障がい特性等の研修を行います。

また外部研修として、大阪府社会福祉協議会が主催する「新入職員のためのサービスマナーセミナー（入門）」を受講し、一般的な福祉従事者の心得を学びます。

#### (内部研修)

職員が担当班以外の班を見学する内部研修を実施します。他班の利用者や支援員の取り組み、活動内容を知る機会とし、職員間の交流促進にも役立てます。

その他、従前通り、上級職のリーダーシップの下に現場を中心とした全職員が福祉の理念・知識・技術をより深く理解、獲得していくことを目指すため、職員が講師を務める内部研修(事業体研修)を月1回程度実施していきます。講師を務める職員は活動班の上級職が務めます。研修テキストとして全職員に配布している「はじめて働くあなたへーよき支援者を目指してー」、「知的障がいのある方を支援するための行動規範～支援の専門職としての道しるべ～」(ともに「財団法人 日本知的障害者福祉協会」発行)の2冊からトピックを選びだし、利用者のケースに沿った内容で内部研修を展開していきます。

虐待防止・権利擁護の内部研修に関しては、支援者全員を対象として年に2回以上開催します。大阪府主催の「障がい者虐待防止・権利擁護研修」に参加した職員が講師となり皆で理解を深め、新人研修にも組み入れていきます。

救命講習については、堺市消防局による普通救命講習の指導者養成講習会に職員を派遣し、公的に救命講習を行うことができる「応急手当普及員」の資格を取得させています。当該職員が中心となり心肺蘇生やAED使用に関する法人内職員研修を年1回実施します。

また、外部講師に依頼して安全運転に対する啓発や職員の安全意識の向上を目的とした交通安全講習を年2回(依頼先：あいおいニッセイ同和損保、大阪府警察)、更に看護師、歯

科医師、嘱託医による専門研修もそれぞれ年 1 回実施し、医療、看護面からの学習機会も重視していきます。

その他、勤務時間帯の都合により施設内部の研修に参加が難しい非常勤職員（パート職員）や育児・介護短時間勤務職員に対しては、2 組に分けて月 1 回の会議を行い、その中でサービス管理責任者（主任）等が理念・知識・技術についての研修を実施する体制をとることで現場全職員を対象とした研修システムを構築します。

#### (外部研修)

他法人へ見学依頼を行い、他法人での支援や取り組みについて学習する機会を設けます。

外部研修では派遣する職員が偏らないよう配慮し、職種毎に必要な研修に参加します(各職員、最低でも年 1 回は外部研修に参加し、班会議等で伝達研修を行います)。毎年、職員を参加させている研修として「てんかん基礎講座 主催：社団法人日本てんかん協会」、「自閉症・行動障害セミナー 主催：京都府自閉症・行動障害をめぐる研究会」、「さかい発達障害セミナー 主催：社会福祉法人堺市社会福祉事業団」「感染症予防に関する研修」等があり、2020 年度も参加します。また、研修に派遣された職員による伝達研修は必ず行うこととします。虐待防止・権利擁護研修やサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など、行政機関が主導するものについては可能な限り多くの職員に機会を与え、職員の意欲向上、支援の質向上に役立てていきます。

今年度も職員の資質向上、キャリアアップが目的である大阪府社会福祉協議会主催のキャリアパス対応の生涯研修課程を受講します。コミュニケーションスキルアップ(新人・中堅職員対象)やリーダーシップカアップ・マネジメントカアップ(班長格以上対象)を図り、組織力を高めます。

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者)	5月・9月(予定)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(中堅職員研修)	6月・10月(予定)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(チームリーダー)	6～7月・12月(予定)

※開催日程については、2019 年度を参考

そして、社会人として必要なマナーに加え、福祉サービスを提供する者としてのマナーを習得し、地域に貢献する法人づくりを目指すため、大阪府社会福祉協議会が主催しているサービスマナーセミナーを受講します。

新入職員のためのサービスマナーセミナー(入門)	4月(予定)
サービスマナーセミナー(初級クラス)	6月(予定)
サービスマナーセミナー(中級リーダー)	6月(予定)

※開催日程については、2019 年度を参考

#### (自己研修制度)

当該制度は知的障がい児者ほか障がいのある方々やその関係者の支援・援助にあたる福祉専門職等の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひいては法人全体のレベル向上に繋

げることを目的としています。毎年度、法人が制度目的に適うとみなし指定した通信教育講座等について給付枠を設け、受講希望者の中から給付対象者を選別しその受講料及びテキスト代を全額給付するもので、以下の通信教育等を給付対象として予定しています。

また、余暇活動の充実を図るために 2020 年度より新たにマイクロバス（乗車定員 29 名まで）を運転するために必要な免許の取得を支援します。

実施団体(事業)	講座名等	受講資格(給付対象枠)	受講人数
財団法人 日本知的障害者 福祉協会	知的障害援助専門員養成通信教育	当法人で対人援助職としていの勤務が 2 年以上の者	2 名
	知的障害を理解するための基礎講座	すべての職種の者	1 名
社会福祉法人 コスモス	ガイドヘルパー養成講座(知的)	すべての職種の者	2 名
自動車学校	中型免許 8 t 限定解除	正職員	1 名

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の 3 福祉士は、当法人としては当該職種の福祉専門職として必携であるとの位置づけなので、各福祉士の養成講座などについてはあえてこの自己啓発を支援する給付制度の対象から除外しています。

2020年度（令和2年度）－第18期－

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

## 1. ホームの安心・安全

毎年のように発生する地震・台風による大規模災害に加え、今世界的に約 100 年ぶりの新型コロナウイルスによるパンデミックが巷では懸念されています。グループホームとしては、徒に利用者を不安な気持ちにさせないよう留意しながらも、想定し得るこの度の災害への日々の備えを、確実に行わなければなりません。既に行政当局より、新型コロナウイルス感染者発生の場合、当該通所施設の休所指示もあり得る旨の通達が、発出されているところです。

青い鳥が休所となった場合、帰省場所が無いホーム利用者が相当期間日夜グループホームで過ごされる、と想定されるため、衛生管理はもとより、職員配置、食材等確保に努め、利用者の安心・安全、職員の一層の防災意識向上を図ります。

## 2. ホーム事業の動きと今後について

全体概要部分で触れました通り、今年度初夏頃、男性利用者 5 名定員の「すごう第二ホーム」がオープン予定です。すでに選考は完了し、入居予定利用者は確定しておりますが、昨今の人材難により、オープン可能な数のスタッフの人員確保が大きな課題です。目下、求人・求職メディアを動員し募集に当たっているところです。

今年度、大美野ホームより 2 名の利用者様が退所されました。グループホーム生活の経年とともに利用者の高齢化及び、障がいの重度化により、現在のホーム環境での継続利用が困難なケースが今後も出てくると考えられます。無論これからも、利用者の思いを第一に、支援組み立てていくことには変わりはありませんが、医学的な設備や技術を伴う支援が必要であるにも関わらず、現状のホーム生活を続けていくことは、決してその人らしい生活を支援しているとは言えません。必要な場合は、利用者ご本人の納得を前提として、他の制度や法人のサービスを織り交ぜて支援を考えて行く発想、ひいては、その実現のための正しい知識習得が私どもには益々求められて来ると思います。

大美野ホーム 2 名退所に伴い、残る利用者様の調整を行い、新たに男性 2 名、女性 1 名の公募を行っており、2020 年度初頭に選考を実施する予定です（空室定員は 3 名ですが、相性次第により、入居決定人数が減じる場合もあります）。

## 3. ホーム利用者に対する支援方針

引き続き、各ホームの特色とニーズにきめ細かく対応できる質の高いサービス提供体制を構築します。

ホーム用に住居を用意できたとしても、共同生活においては利用者間の人間関係が最も重要な要素の一つなので、入居者の選抜に当たっては拙速とならないよう希望者個々の性格や諸般の事情を考慮し、本人にとっても、また一緒に共同生活を送る他の利用者にとっても安全で快適な運営がなされるよう配慮します。

### ① 支援の個別性について

ホームは生活の場であり、日中活動の場以上に利用者本位のサービスが展開される必要があります。利用者は障がいがあるために地域生活を送る手段として共同生活事業を利用

しているが、本来の目的は、集団生活を送ることにあるのではなく、あくまで地域生活を行うことにある。共同生活のルールに利用者をはめることから始まる支援は本末転倒であることを、事業所として世話人・担当支援員だけでなく全職員に再度周知する必要があると認識しています。

ホーム事業は、ノーマライゼーションの思想の中核をなす「一個人として住み慣れた地域で当たり前暮らし、個々人のライフスタイルが最大限尊重される生活」の実現を支援の目標に置きます。

サービス管理責任者並びに担当生活支援員は、6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人、利用者家族の同意を得ます。また、支援期間のモニタリングについては、支援期間内に1回、「モニタリング表」を作成して、本人、利用者家族からフィードバックを得ることにより、本人、利用者家族のニーズが、より次期個別支援計画に反映されるようにしています。

実施に当たっては生活支援員、世話員だけでなく、相談支援事業所を始め、利用者に関わる関係諸機関との連携を重視し、ネットワークからなるチームアプローチを意識した支援を目指します。

また、上記の報告とは別に、支援計画の進捗状況を把握するため、2ヶ月をタームとし各利用者への支援について振り返りを行い、支援全体がルーチンワークとなっていないか、計画に基づいた目標を持った支援が展開できているか、支援者自身が自己検証をすることでサービスの質を向上に努めます。

## ②健康管理について

### ・ 栄養管理・衛生管理

衛生面は食事提供に携わる世話人、または支援員全員が1ヶ月1度の検便を行い、食中毒に備えています。また、アルコールを各ホームに備え付けており、感染症予防の一手段としています。感染症予防マニュアルについては、最近の知見を踏まえたうえで編集し、ホームスタッフの手引きに収載しています。

栄養管理については、現在、全ホームとも夕食食材宅配サービス「ヨシケイ」を採用し、栄養バランスが考慮された食生活を享受して頂く一方、日中利用者の昼食メニューとの「献立の重なり」を避けるため、注文時の献立のチェックを実施しています。毎日のバイタルチェックから健康とのバランスを常に検証し、利用者個々の栄養管理に役立てています。

### ・ 健康診断

青い鳥を利用しているホーム利用者については、青い鳥で健康診断を年1回受けています。それ以外の利用者で勤務先などの定期検診を受診していない方については、青い鳥の健康診断を受けてもらうようにしています。

### ・ 口腔ケア

ホームの青い鳥利用者は1～2ヶ月に1度、希望者に歯科検診の機会を提供しているが、そうでないホーム利用者については半年毎を目安に歯科受診し、歯科検診、歯石除去を行うよう促していきます。

### ・ 耳鼻咽喉に関するケア

耳の状態などは支援員や世話人が把握しにくいところであるので、希望者に対し、半年に一度程度、耳鼻咽喉科への定期診断に付き添います。これまでの受診の結果から考えると、本人の自覚はないが、外耳炎や中耳炎にかかっていることも多々あると考えられます。

- 爪、皮膚に関するケア

巻き爪、白癬菌、乾燥肌、湿疹と爪や皮膚に関連した問題を抱えている利用者は多く、しかも、身の自立度の高い利用者ほど見過ごされがちです。定期的に通院している利用者のサポートはもとより、そのような状態になったときにも早期に発見、治療できるよう、きめ細かい支援の組み立てを行います。

- 服薬管理

服薬管理は必要に応じて行います。

自己管理を希望する方であっても、声かけ、見守りをしっかり行っていきます。

#### 4. 行事・余暇活動について

ホーム毎に、誕生日会等を、ホームの人員規模に応じた内容で開催します。

夏季イベントとして、「食事会」「カラオケ大会」等を開催します。

帰省先のない独居者を中心として、元日にホーム合同で「初詣」「新年会」を、ゴールデンウィーク等にもイベントを企画・開催します。

その他、休日・祝日の際、移動支援サービスが使えない場合等適宜、合同で「ドライブ」へ出掛ける等を行います。

単独運営ではむずかしいイベントについては、複数のホームスタッフを動員する等、柔軟に取り組んでホーム生活の活性化につなげます。

#### 5. 防火管理（防災訓練）について

消防法により、「自動火災報知設備」が整備されています。「青い鳥ホーム」「ホームおおみの65」「もずホーム」「すごうホーム」など常時介護の必要とするホームについては、全室スプリンクラーが設置・整備されています。設置基準対象外ホームについても、丁寧な防災訓練を頻回に実施する等、安全確保のための施策を、積極的に講じます。

火災や大地震、さらには新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウィルスの大流行など、明日にでも起こりうる厳しい事態に備え、対応マニュアルの整備や防災設備の点検、避難訓練実施などを行います。各ホームに生活支援員を配置することで様々な取り組みが期待でき、災害弱者とも呼ばれるホーム利用者がより安全な暮らしを実現に努めます。

【表1】ヴィラージュあゆみ・あまね 防災訓練

	ホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あゆみ	あゆみホーム	選任義務なし	※ <sup>1</sup> 【表2】参照
	桃山台ホーム	選任済	※ <sup>1</sup> 【表2】参照
	大美野ホーム		

	高松ホーム		
	すごうホーム		

※<sup>2</sup>消防署立会いによる通報訓練・利用者の避難訓練（年2回）を実施しています。

	ホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あまね	青い鳥ホーム1	選任済	※ <sup>2</sup> 3月・9月
	青い鳥ホーム2		
	ホームおおみの65		
	もずホーム		
	すごう第二ホーム	ホーム設置後消防署指導に従う	

※<sup>2</sup>消防署立会いによる通報訓練・利用者の避難訓練（年2回）を実施しています。

※<sup>1</sup>【表2】防災訓練内容

実施予定	内 容
2020年4月	防災訓練（戸締り・火の用心）
2020年5月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
2020年6月	SST（通報訓練）
2020年7月	防災訓練（台風）
2020年8月	SST（不審者来訪に備えて）
2020年9月	自主避難訓練（火災）
2020年10月	防災訓練（戸締り・火の用心）
2020年11月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
2020年12月	SST（通報訓練）
2021年1月	防災訓練（感染症のアウトブレイク）
2021年2月	SST（不審者来訪に備えて）
2021年3月	自主避難訓練（火災）

## 6. 職員研修について

グループホーム事業は、事業単位が小規模であり、利用者と支援員の密接な関係から、ややもすれば「指導的=強引な支援」に陥りがちです。こうした支援方法が虐待の危険性を秘めていることを、職員一人ひとりが、常に心掛ける必要があります。対策として、毎年堺市で実施される「虐待防止研修会」に複数職員を派遣し、受講後の職員が伝達研修を行い、虐待に対する意識改革・虐待防止に取り組みます。また、グループホーム単位の会議「ホーム会議」毎時開催時に「虐待防止チェックリスト」等を実施し、虐待防止を常に意識した支援に努めます。

その他については、青い鳥に準じます。

2020年度（令和2年度）－第18期－

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

## 1. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

定員は前年度同様10名とします。令和2年4月の利用登録児童数とその構成は、就学前児童4名、小学生34名、中・高生17名の合計55名となっています。内、待機児童1名。待機児童については、職員体制と定員の問題からキャンセル待ちという状況での利用になることを伝えた上で待機してもらっています。今後の新規受け入れに関しては慎重におこないます。

サービスの提供は、小集団で行う運動療育とマンツーマンで行う個別療育の2パターンで実施します。運動療育は、1日1～2クラス、定員4～6名で行い、個別療育は保護者と児童のニーズに合わせ、担当制でサービス提供を行います。利用者一人の月の利用回数は個別のニーズに応じて変化しますが、月2～6回程度になる予定です。

就学前児童のクラスについては、利用者数が減少したことから、新小学一年生と同じクラスでサービス提供を行います。4月からの就学前児童が全員、年長児童であり、内容・体格等の安全面に関しても問題なく行えると判断したための編成です。新たな就学前児童の利用申し込みが一定数に達した場合は再度クラス編成を行います。

前年度から個別療育のニーズが高まり、回数を増やして欲しいという児童が増えたため、担当が対応出来る範囲で個別療育の実施回数を増やします。また、これまで行っていなかった個別療育のみの利用も可能とし、少しずつ個別療育の比重を増やしていき、利用者のニーズに幅広く対応していきます。これに伴い、運動療育の中で行っていた宿題学習や買い物学習、生活訓練学習の時間を、個別療育のクラスの中に吸収することとし、運動療育の時間に学習対応は行わず、個別療育の時間を増やすことにしました。

近年、地域の中学・高校の児童に関し、支援学校在学の児童が増え、サービス提供の開始時間のニーズが16時～17時に集中してきていることから、今年度の営業時間は、火曜日・水曜日10時～18時、木曜日・金曜日11時～19時、土曜日9時～16時へと変更することにします。

例年、年間予定表で一年間の療育の日程を保護者に伝えていますが、祝日が挟まることで通常のパターンが崩れてしまうと、前もってお知らせしていても、日程を間違ってしまう保護者さんがいるので、本年度からは、祝日も開所し、利用週がずれないように配慮した年間予定としました。

また児童が都合によりキャンセルをした場合は、別日での振替を行っていますが、定員の問題により振替が難しい状況となっています。体制を整えながら、振替専用の稼働日を作ることも視野に入れていきます。7月以降に実現できればと考えています。

## 2. グループ療育について

発達に遅れのある子どもたちが療育を通して「ことば」を獲得し、身辺自立や社会性が育つように支援をおこないます。

### ・就学前・小学生低学年

集団生活を行いやすくするために、母子分離から始め、挨拶を始めとする言葉の習得

や生活訓練を通して身辺自立の習得、集団の中で指示を聞いて行動できるようになることを目的として行います。また、自分の意見や気持ちを言葉にし、友達とコミュニケーションが図れるために、経験値を増やし自信をつけることを目的とします。

#### • 小学生高学年

同学年の友達とのコミュニケーション能力の向上のため、友達に対する具体的な言葉かけや言葉遣いを獲得するために、ソーシャルスキル等を取り入れて経験値を増やすことを目的とします。

#### • 高校生・社会人

体力作り、ソーシャルスキルやルールゲームを取り入れ、協調性や友達意識を促し、社会自立をすることを目的とします。

### 3. 個別学習について

個別学習では、個々の児童の障がいの程度や能力に応じた課題を設定し、少しでもできることを伸ばしていくことを目標に取り組んでいきます。

就学前の児童に関して、小学校入学の前に座って課題に取り組む・鉛筆を持つ、平仮名や数字を覚える・言葉を発すること等を目的としたニーズが高まっています。

小学生に関しては、文字・数字の読み書き、読解、学校の勉強についていきたい、色々な言葉の理解と表出、時計・お金の理解等、多様なニーズが増えています。

中学生以上に関しては、今後社会に出たときに必要なことに対する取り組みニーズが高まっており、言葉のやりとり、時計やお金の学習、軽作業の取り組み、服を着る・たたむ・荷物を管理するなどの身辺自立の向上、電車の乗り方やマナー等を目的とした個別学習が増えています。

### 4. 集団療育について

職員体制の配置・優先的に体育館を使用出来る回数の激減、卒業後の受け入れに関して、保護者のニーズと本人のニーズに差が出てきている現状等を踏まえ、令和元年度で集団療育は終了することとしました。

但し、小学校低学年児童の保護者からのニーズは高く、続けて行ってほしいという声が多いため、体育館の状況、受け入れの数や年齢、職員体制等をしっかり考えた上で、不定期で行うことが出来ればと考えていますが、いつから行えるかの見込みはついていません。

### 5. 保護者との懇談について

保護者との懇談は、毎回療育の終了後、もしくは前に行います。また、時間の関係で懇談が出来なかったり、都合で教室に来られなかったり、一人で通っている児童に関しては電話や手紙での懇談を行います。また、毎回モニタリングを行うことで、よりきめ細かいサービスが提供出来るように努めていきます。

## 6. 療育児童の通園、在校する学校との交流及び放課後等デイサービス事業所との連携について

児童の保護者からの要望に応じて、学校訪問を行い、療育生の学校での様子を見学したり、放課後等デイサービスの連絡会からの制度研究や研修に参加したりします。

また、相談支援事業所を利用している児童に関しては、ケース会議に参加します、療育の都合で参加できない場合は電話と書面にて児童の様子を伝えます。

不登校児童に対応に関しては、他の事業所と情報交換等を行いながら、学校、相談支援事業所と連携をとりながら支援を進めていきます。

## 7. 研修について

専門的な知識を高めより良い質の支援を行うためにも研修には積極的に参加し、支援の場に活かせるように学ぶことを目的とします。

2020年度（令和2年度）－第18期－

● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

## ●概況

2012年度からの障害者自立支援法の一部改正(現在は障害者総合支援法)において、相談支援体制の拡充・再編、つまり障がい者・児のケアマネジメント機能が大幅に拡大されることを契機に「相談支援事業所青い鳥」を立ち上げました。2015年度からは計画相談サービスの必須化・全員化といった本格稼働への制度要請に伴い、要員体制を当法人内優先・救済的取組みに特化して運営継続、事業発足来9年目を迎えることとなって現在に至っております。

内外の情勢は法定によるサービス等利用計画(ケアプラン)の提出義務化により、全国的に一定の量的整備は進んだものの、堺市におかれては計画作成達成率は者・児計で6割程度(2019.12月末現在)と低迷が脱しきれない中、当事業所が実践した相談難民救済への身内特化路線は2018年度にほぼ全員計画化(一部選択セルフプラン)の目途をつけ、現在は新規計画は抑制し、既存利用者の経過フォロー、いわゆるモニタリングに重点を置く取組みを継続しているところです。

2020年度もこのスタンスを踏襲する予定ですが、懸案の経営課題(当事業採算は他事業からの繰入れ補填から成り立つ)については、2019年度の報酬改定により更なる悪化が見込まれております。そこで最少要員2人(兼任と専任パート)でのスリム化による効率性の追求から、若干の新規計画相談ケースの積み増しも視野に入れ、少しでも収支改善の途を探っていくことと、人員配置や業務内容に聖域を設けず、事業の再構築を模索することとの同時進行を計っていく所存です。

## ●事業運営

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援も大きく制度改変がなされ、実質的には2019年度から基本報酬を下げる代わりに、①モニタリング頻度の細分化(加算↑)②相談支援専門員の担当件数制限(報酬↓)③高い質と専門性を評価するメリハリ加算(基本報酬±0)など、支援の質とそれに伴う業務負担を加算により評価する仕組みに変わりました。これは体制充実がベースの報酬構造になっており、当事業所のように小規模で兼務専門員による精鋭主義では、業務が手間、煩雑になる割に収入単価はダウンで、そもそも従前持ち出しをさらに悪化という見通しが2020年度も続くこととなります。このような経営面での辛い背景ではありますが、2020年度も前年度に引き続き、当事業所が目指す相談支援の重点施策は、①これまで増やしてきた法人身内ケアマネとしての責務維持 **日常的な相談支援機能** に加え、②国策となりつつある「地域生活支援拠点等」への[相談機能の強化]参入 **非常時に対応できるバックアップ機能** であります。地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るべく、上記2つの機能から、「現状のソリューション」「有事のサポート」「将来のリスク管理」の3点を標榜して取組んでいきます。

また、地域貢献の一助として、社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に2016年度より参画しております。2017年度からは地域の総合生活相談を担う「コミュニティソーシャルワーカー」(総合生活相談員CSW)に当事業所の相談支援専門員が資格取得することで、人的貢献も可能になりました。2018、2019年度と毎年、ネットワーク構築や物品提供に寄与することが出来ており、2020年度は生活困窮レスキュー事業への本格参入・展開に期す

ところです。

●利用者に対する支援方針

利用者の尊厳を守り、人としての権利を擁護して、ハンデからくる生きにくさ、暮らしずらさの緩和、解消や様々な課題解決に向けて、本人の意思決定支援へのお役立ちに徹します。具体には、利用者の強みや長所（ストレングス）とその能力（エンパワメント）に着目した本人中心支援計画を策定、利用者の立場に立って、親切丁寧な説明と理解を得る事を旨として安心と信頼の創出から、一方的な援助関係でなく協働関係パートナーを目指します。

2020年度（令和2年度）－第18期－

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（2020年4月1日～2021年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

## ●短期入所（ショートステイ）事業について

### [概況]

「ショートステイ あかね」が生まれてから6年が経ちました。この間、特に大きなトラブルや事故に見舞われることなく、利用者数は増加を辿り、また職員の定着が高く推移して現在に至っていること等、安定した事業運営の土壌が築かれているのではないかと考えております。この調子で2020年度に向けても、これまでの積み上げた実績ノウハウを継承、持続していくことをベースとし、さらに新たな利用者納得視点の開拓（利用者本位）と事業性意識の高揚（稼働率の充実）を図っていく所存であります。

内外の情勢としましては、国が定める施策「地域生活支援拠点等」における1つ[緊急時の受入れ・対応]の整備として、2017年度より堺市が鳴り物入りで始めた緊急時対応事業（緊急コールセンター+駆付け移送+ショートステイ受入の三点機能）に当法人も加盟しておりますが、継続事業として2020年度も引き継がれる予定です。ただ、昨今未曾有の福祉人材難において、ショート事業の撤退や本体回帰に伴う併設ショート縮小を余儀なくされる法人が堺市は相次いでいる中、あかねとしましては同制度如何にかかわらず、緊急時の受け皿機能発揮を積極的に邁進してまいります。そのためには、安定した充実稼働の見通しの中で、① より重度、より困難ケース、に対応しうる体制を作る、② その体制づくりのため職員の専門性を養成する、③ 24時間年中無休でのネットワークを構築する、といった3つの視点を目標に、結果、地域の暮らしを支える拠点機能に合致している。を目指していきます。

### [運営面]

2020年度も前年度の運営を基に、運営課題の点検や業務見直しを行う予定です。具体的には固定利用をされる方や継続利用されている利用者の方に対し、各職員の意思疎通並びに支援の継続性（統一した支援）を高めるべく、各々「サマリーシート」と「個別支援方針書」を書式化、共有化を当期も継続していきます。現在のあかねが取り巻く趨勢として、年々、利用者の高齢化や重度化そして新規利用者のニーズが高まる中、多様な障がいをお持ちの方が日々入れ替わり利用されています。当然、個別性や専門性も広がる傾向にある事で、個々利用者との共存生活、公平な支援形成が難解なケースや各職員の意思疎通が困難な状況が浮き彫りとなってきました。そこで、毎月開催している定例会議にて支援の共有化や業務の見直しを継続しながら、2020年度は利用者のより充実した個別支援目標を策定する「個別支援方針書」へのシフトにて、きめ細やかさに注力します。また、他法人施設への出張勤務(他法人の短期入所事業へのリソース共有勤務を計画)等を実践して、同業他社との交流を深め、身内とは異なる多角的な観点からも業務見直しや支援技術の強化を図る事としています。最後に昨今の人手不足から業務効率化や職員の養成は、目下喫緊の課題となっており、日々流され、追われて終わるだけの作業ではなく、自己啓発への督励や社内外研修への参加、そして定例会議での課題発表など学びへの機会創出により、職員個々のスキルアップから全体のボトムアップを目論みます。

### [基本方針]

地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ3つの機能、1. 自立体験（親元を離れ外泊する）、2. レスパイト（保護者の休養、息抜き）、3. セーフティネット

（緊急保護、保護者入院、虐待等）を運営の柱に据える事、特に社会的使命として 3. の緊急対応の受け皿機能を重視・優先する事、は従前どおりであり、緊急床を1床備えることとします。また堺市の緊急対応事業や虐待チームといった保護ネットワークとの連携を深め、他のショートステイ事業所や各相談支援機関との協力関係構築に努め、地域生活の一翼を担うだけでなく、かゆい所に手が届くといった駆け込み寺的役割にも率先して応じ、安心して安全、信頼されるシェルターとしての位置づけを確固たるものとしていく、といった開所からの基本方針を堅持、継続実践していきます。

## ●利用者に対する支援方針

### ・食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供します。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理はショートステイ棟内厨房にて、調理士による自前提供とします。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、四季の彩りを添えることや、節分、ひな祭り、クリスマスなど折々のイベントを演出することにも力を注いでいきたい。また、必要な利用者には食事介助を実施します。

### ・入浴

入浴の実施回数は当然毎日であり、感染症対策、プライバシーの保護、そして入浴そのものに対する満足度の観点からシャワー付個室を導入する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により大型浴槽、特浴（機械浴槽）も用意することとし、必要な援助（身体介護、声掛け、見守り）を実施します。

### ・居住環境

利用者の居室については鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証します。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、洗面台は2居室に1台完備、トイレも車椅子対応を2か所準備して臨みます。

### ・送迎

送迎の必要な利用者には、可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかります。

### ・保健衛生

保健衛生については嘱託医及び隣接の法人本部施設に常駐する看護師の指示を受け、万全を期します。看護師は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行います。シーツ等のリネン類は毎日交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちます。また、事業存続のリスクといっても過言でない感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の収集・共有・提供を行って、予防、拡大防止に努めます。

### ・余暇活動

滞在時間、利用者それぞれが過ごせる余暇支援も大切にします。個人、集団、どちらでも本人の選択によって有意義に過ごせる環境を整える視点を持ち、具体的にはカラオケ、ゲーム、DVD鑑賞（映画、アニメ、コンサート等）、パソコン、音の鳴る絵本等を用意したり、塗り絵、色紙、

ビーズといった創作活動を提供したりして、満足度を高めます。また、日中を過ごされる利用者には散歩、ドライブといった外出活動、季節のイベント等々、本人のエンパワメントに資するような支援プログラムの展開を期していきます。

- 防災活動

同敷地内の中核通所施設「青い鳥」と合同で、定期的な避難訓練を実施します。また、職員には年一回、防災教育を実施し意識高揚に努めます。

- 虐待防止

利用者の人権の擁護、尊厳保持、虐待防止等のため、次の措置に努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制（窓口）の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 職員研修

職員の育成は法人にとって最も重要な事業の一つと位置付け、権利擁護、尊厳保持、障がい全般の知識、支援技術等にかかる研修について、外部研修、内部研修とも積極的に参加、開催していきます。